

特別区民税・都民税・森林環境税

特別徴収税額決定（変更）通知書（特徴義務者用）の見方

※この通知は保管してください。

1. 特別徴収義務者（給与支払者）宛にお送りする通知です。
2. 従業員ごとに何月にいくら給与から差し引きしていただくかについて記載しています。年度の途中で税額が変更した場合は、変更通知を送ります。
3. 所得税の源泉徴収と同じように、事業主の方（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員の給与から住民税を徴収し、納入していただきます。
4. 6月から翌年5月までが住民税における1年度となります。
5. 年度の途中で従業員が住所変更した場合でも、1月1日現在の住所地に納入します。
6. 納税義務者用通知が同封されていた場合は、圧着をはがさずに従業員のかたへ配布してください。

給与所得等に係る 特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定(変更)通知書（特別徴収義務者用）

豊島区

				課税人員		非課税人員	
特別徴収税額							
月		人数	税額	人数	税額		
6月分				12月分			
7月分				1月分			
8月分				2月分			

事業所（特別徴収義務者）が住民税を給与から差し引きする人数と合計額を記載しています。「特別徴収税額」は事業所として納めていただく1年間の合計金額です。変更があると人数や税額が増減します。

地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって、給与所得等に係る特別区民税及び都民税の特別徴収税額を下記の通り決定（変更）したので通知します。この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます。この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する訴えを経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます。②審査請求があった日の翌日から起算して3か月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます。③審査請求があった日の翌日から起算して3か月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます。

年度途中で変更があった場合、変更があった従業員の分だけを通知します。

年 月 日

公印

指定番号		宛名番号		市区町村コード	131164	受給者番号		特別徴収税額		納付額	6月分		7月分		8月分		9月分		(摘要)
住		所		氏		個人番号		1年間に差引する税額。6月分～5月分の合計。		各月に給与から差し引きしていただく金額です。									
豊島区の事業所指定番号		指定番号の中の通し番号		給与支払報告書に記載された事業所内での従業員のかたを管理特定するための番号。						開始(変更)月									
番号		番号		コード	131164	受番		地方税法施行規則の一部改正により空欄としています。		例1)新年度当初の通知 6月に支払う給与から6月分の住民税を差し引きし、翌月10日までに区に納めていただきます。 ※摘要に記載はありません。								(摘要)	
住		所		氏		名		個人番号		開始									

例2)従業員が退職 6月から10月までを特別徴収済みである異動届出書を提出後に届いた通知 ⇒11月から区に納める税額が減少します。	特別徴収税額	127,000	納付額	6月分	27,000	10月分	25,000	2月分		(摘要)
	個人番号			7月分	25,000	11月分		3月分		普通徴収に切替
				8月分	25,000	12月分		4月分		
				9月分	25,000	1月分		5月分		
				開始(変更)月	11	月				

例3)従業員が退職 6月から1月までを各月徴収し、2月分で未徴収税額を一括で納付する異動届出書を提出後に届いた通知 ⇒3月から区に納める税額が減少します。	特別徴収税額	302,000	納付額	6月分	27,000	10月分	25,000	2月分	100,000	(摘要)
	個人番号			7月分	25,000	11月分	25,000	3月分		一括徴収
				8月分	25,000	12月分	25,000	4月分		
				9月分	25,000	1月分	25,000	5月分		
				開始(変更)月	3	月				

例4)従業員が確定申告をした場合など様々な理由で、住民税額が増額となった通知 ⇒本人に支払う給与から差し引きする税額が10月から増加します。 ⇒税額が減少することもあります。	特別徴収税額	502,000	納付額	6月分	27,000	10月分	50,000	2月分	50,000	(摘要)
	個人番号			7月分	25,000	11月分	50,000	3月分	50,000	課税内容変更により増額
				8月分	25,000	12月分	50,000	4月分	50,000	
				9月分	25,000	1月分	50,000	5月分	50,000	
				開始(変更)月	10	月				

例5)転勤してきた従業員の特別徴収を継続する異動届出書を提出したことで、特別徴収義務者が変更になった通知 ⇒2月に支払う給与から2月分の住民税を差し引きしてください。 ⇒2月から区に納める税額が増加します。	特別徴収税額	100,000	納付額	6月分		10月分		2月分	25,000	(摘要)
	個人番号			7月分		11月分		3月分	25,000	特別徴収義務者の変更
				8月分		12月分		4月分	25,000	
				9月分		1月分		5月分	25,000	
				開始(変更)月	2	月				

特別徴収事務についての問合せ先 豊島区役所税務課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号 電話 03(3981) 1111(代表)	〈課税内容について〉 課税第一グループ・課税第二グループ・課税調整グループ 〈納入について〉 収納グループ	個人番号 又 法人番号							特別徴収義務者名	
--	--	-------------------	--	--	--	--	--	--	----------	--

豊島区